

《研究論文》

明治末期・大正初期の教育費意識に関する研究

— 『婦人之友』における「家計」記事の分析 —

広島大学大学院・院生 小早川 倫 美

ABSTRACT

A Study on Awareness of Private Education Cost in the End of Meiji and Early Taisho era:
Analysis of *Household Budget* Articles in “*Fujinnotomo*”

Tomomi KOBAYAKAWA

Graduate Student, Hiroshima University

The purpose of this paper is to analyze the awareness of private education cost in “*Fujinnotomo*” from the articles of *household budget* in the end of Meiji and early Taisho era.

“*Fujinnotomo*”, published and edited by Motoko Hani in 1908, reflected the idea of Hani. Because of these background, many kinds of *household budget* articles were placed in “*Fujinnotomo*”. These articles included not only household economy, but the cost of bringing up their children and schooling.

Moreover, “*kaseimondou*”, which was consisted of readers’ contributions, included educational savings and children savings. These contributions are related with the future education cost of readers’ children. This is deeply influenced by “Housekeeping Book” devised by Hani. She emphasized proper family budget in domestic life. Based on this appropriateness of family budget, Hani insisted that family can expense for their children.

This paper reviews articles concerning *household budget* in “*Fujinnotomo*”, and analyzes the awareness of private education cost from the point of “*Fujinnotomo*” readers.

I はじめに

高学歴社会の到来に伴い、必然的に派生する主要な関連経費、すなわち「教育費」に関しては、近年一定の研究蓄積がみられ、「教育費」と「家計」を結びつけた「家計支出教育費」の支出にいたる構造についても研究対象とされている。特に、現代的な教育費の支出にいたる構造についてはさまざまな分析が行われているが、「親が子どもに対して如何なる理由から「教育費」を投入することにいたったか」という支出の背景的要因について、末富芳 (2005)¹⁾の研究があげられる。本研究は、質問紙を用いることによる一般大衆の動きを分析した研究であり、保護者を子どもへ教育費を投入するスポンサーとして捉えていることから注目されるものである。末富のほ

かにも「教育費」の支出動機についての構造的な把握がすすめられつつある²⁾が、往々にして、いずれの研究についても時代を現代としたもので、戦前日本における「教育費」構造の把握については実態に即した分析が行われることが多くはない。

前述のような、管見のかぎりの現状を鑑みると、子どもの教育に要する経費である「教育費」を一家の「家計」から支出するという行為が、戦前から連続性のある現象であるのか、それとも現代にみられる特有の現象であるのかということは判断できない。加えて、現代的立論に立脚した現状分析では、現状把握を行い、その要因および結果論的な分析は可能であるとは言えるが、その実体が如何なる経緯をもって登場・波及し、現代での社会現象的な出来事³⁾となっているのかという根本的要因にまで遡ることは容易ではない。

そこで、本稿では、「教育費」研究の一環として、婦人雑誌『婦人之友』に掲載された「家計」記事の質的分析を通して、特に、「家計」からの支出を要する私費「教育費」に焦点を当てつつ、明治末期から大正初期にかけての国民の「教育費」意識の実態とその背景を探るとともに、当時の一般家庭における「家計」と「教育費」との関係についても考察することを目的とする。

『婦人之友』は、羽仁もと子（以下、羽仁と略記）¹⁾が1903（明治36）年に創刊した『家庭之友』が1908（明治41）年に『婦人之友』へと改名し、刊行された雑誌であり、羽仁の夫である吉一²⁾とともに編集が行われていた。『婦人之友』を分析素材として扱う理由として、同誌には『家計簿』を1904（明治37）年に刊行した羽仁の影響が多々あり、『家計簿』を用いることによる「家計」を整えていくことの重要性がさまざまな場面で見受けられることから、「家計」という概念の定着とともに、誌面上で見られる当時の主婦の「家計」や子どもに対する意識を探るための好個の資料であるといえるからである。また、現在の教育に関連した同種の事柄を扱っている誌面において、「家計貯蓄法」「家計教育費」といった家庭の経済力にかかわる内容が取り上げられることが少なくはなく、教育費が子どもを持つ一家の家計と密接に連動していたことが推認されるからでもある。

II 『婦人之友』における「家計」記事

1 読者参加型の「家政問答」

『婦人之友』は、編集部から読者にメッセージを発することのみを行っていたのではなく、読者が誌面上に文書を投稿できるスペースが設けられていた。『婦人之友』においては、読者は雑誌を読むことによってさまざまな情報や知識を得ることができるというだけでなく、読者自身もその社会の中に参加していくことを促していると言うこともできる。そこで、「家政問答」という記事に注目してみたい³⁾。

家政問答は、到着順にお答えいたします。前号にもまた本号にも余白少なく、お気の毒に存じますが、次号には出来るだけ繰り合はせて、六月はじめに頂きましたお手紙には、大概お答えしたいと存じます。

このように、「家政問答」は読んで字の如く、一家庭の家事・家計・家計簿をつけるにあつ

ての疑問や悩みを『婦人之友』に投稿し、その質問に編集部（羽仁）が答えるという形式であった。なぜこのような記事が掲載されていたかという点、雑誌創刊に至った羽仁のアイデアによるものが反映されているのではないかと推測することができる。羽仁が雑誌創刊に至った背景には、一般家庭の中での羽仁の疑問や悩みが大きなヒントとなっており、自分がわからないことをその領域の専門家に聞き、他の人にも教えてあげようという考えがあったのである。これは、羽仁が『婦人之友』の前身的存在である『家庭之友』の個性について、「何も知らない母であり主婦である私の雑誌は、ほとんどそれらについて、専門の知識とすぐれた経験を持っている方々を訪問して、心にあるだけの質問を発しては、熱心に教えを受けることでした。そうして多くの家庭にその原理と急所が活用できるように書くことでした。その時分こういうことは、話すほうにも読むほうにもはじめてのことであつたので、世の中にとっても私にとっても、どんなにそれがうれしい仕事であつたかしうれませぬ⁷⁾と述べていることから拝察することができよう。

では、実際にはどのような内容が掲載されたのかを見てみることにする⁸⁾。

〔問〕夫婦に七歳と三歳の子供、下婢一人。月收入は百十円ばかりでありますけれど、弁当代とか集会の費用とか、勤め先にての祝儀不祝儀寄附などを引き、月に九十三円位の収入になります。その中より家賃十五円、国元送金十五円、税金保険返済金などにて十五円、残り四十八円の中にて副食物費六円、米薪炭油砂鯉牛乳などにて十六円、下婢給料一円五十銭、臨時主人用十円（これは多く靴の修繕洋服新調等）、残りは三円ありますからそれだけでも貯金したいのですが、主人の仲間や勤先きの風は人さへあればいろいろのもてなしを致しますので、手料理をと思つても十一時頃からの客などには兎角間に合はず、ツイ料理屋でとるやうなこともありますし、ホトホト始末のつかぬやうな次第で御座います。このやうな有様の家計はどのやうに考へて暮らしてよいものでせうか。（北国某女）

（1908〈明治41〉年1月）

これは、『婦人之友』の創刊号に掲載された「家政問答」への2番目の質問であった。「北国某女」は一家の主婦であり、質問の内容は、家計のやりくり困っているため解決策を示してほしいというものであった。「北国某女」⁹⁾のように、一家庭内での費用について項目ごとに詳細に費目分けを行っているにもかかわらず、なかなか家計が上手くまわらないというのである。

このように「家政問答」は、創刊当初こそ、毎月の「一家庭の暮らしむき」についての方策の迫及に関する質問が多く続いた。しかし、『家計簿』の普及¹⁰⁾とともに徐々にではあるが、「一家庭の暮らし向き」にプラスするものが加えられ、それをも含めた「家計」の在り方が考えられるようになった。そのプラスされる費用項目の一つとして、「子供貯金」・「学費」などのいわゆる「教育費」に分類される費用をあげることができる。例えば、「家政問答」には、次のような質問が寄せられた¹¹⁾。

〔問〕月収五十円。家族は……今年から学校に通い初めました子供で御座いますが、主人はいつも不在ゆえ、小遣等もありません。いつも不足勝で困ります。どのように致してよいでせうか。（しま子）

（1911〈明治44〉年12月）

一家庭の生活上の内容にプラスし、子どもの就学に関する話題に触れることに何かしらの抵抗感さえも持ち得ない読者のあらわれということにもなるが、「しま子」¹²⁾の質問には、大まかな費用別の内訳が掲載されており、我が子のための「学費」の項目が記述されている。このような記事から見てとれるように、一家庭の「家計」における費用項目の別が詳細に分けられているということは、「家計」を計画的に整えながら生活していくということが可能な状況であったという実態のあらわれであろう。毎月の詳細な支出・収入を把握するためには、それらを各家庭で把握するだけではなく、既成事実として管理していくことが望ましく、その結果としての『家計簿』を記帳していくという行為の日々の習慣としての定着にも雑誌自体が貢献しているのではないかと推測することができるのではないか。つまり、この記事から、当時の社会的一般状況として断定した事柄として捉えることはできないが、それぞれの家庭の経済リズムを掴むことができるようになったことを垣間見得る一場面であるということではできよう。

2 「教育費」関連記事の描出

『婦人之友』においては、羽仁による家計簿論に即した内容の記事が掲載されることが多かったが、これに関連して、「家計」を含めた事項に関する記事の掲載も目立って見ることができた。このような「一家庭の暮らし向き」を取り上げる記事の中では、子どもの養育、子どもの就学、子どもの進学に関わる内容が多く記述されている。また、時代を生きるにしたがって、「教育費」「学費」といった用語に焦点があてられた特集記事が組まれるようになっていた。本項では、そのような「一家庭の暮らし向き」に関わる「教育費」についての記事や、「教育費」「学費」を単独で扱った記事が『婦人之友』でどのようにあらわれているか、という変遷過程を考察していく。

創刊当初の『婦人之友』では、「教育費」や「学費」といった子どもの教育に要する経費についての記述はなく、さらに現在の教育系雑誌のように「教育費」を単独の特集記事として取り上げられることもなかった。しかし、前述した「家政問答」における「一家庭の暮らし向き」の方策の追及については、家族の日々の暮らしにプラスし、我が子の養育・教育までもを含めた「家計」構想となっている¹³⁾。

月収四十九円。夫婦に一歳の子供、下婢一人にて、……諸費目の割合は適当で御座いませうか。

(仙台某女)

十五円	賄費	三円	職業費
二円五十銭	薪炭油代	三円	弁当料
七円	家賃	一円五十銭	下婢給料
三円二十銭	衣服費	一円	臨時費
三円	交際費	三円	積立金
八十銭	家具費	二円	通常貯金
一円五十銭	修養費	五十銭	教育貯金
二円	税金		
		合計四十九円	

(1908〈明治41〉年1月)

上記は、読者が「家政問答」へ寄せた質問の一部である。「仙台某女」¹⁴⁾は、自らの家庭での予算と費用項目が正しいのか否かについて解答を求めている。「仙台某女」は、一家の暮らしに必要な費用に加え、子どものための「教育貯金」を行っているということが上記の記述からうかがい知ることができる。さらに、彼女の子どもはまだ1歳にもかかわらず、「教育貯金」を行っているということは、子どもの来たるべく将来に備えて貯金をしていることになる。さらに、「家政問答」には次のような記述も見られるようになった¹⁵⁾。

職業は教師で、両親と夫婦と十歳を頭に子供が三人、書生が二人女中が二人居ります。平均二百円の収入がありますが、主人が多病で御座いますので、貯金したいと思ひますけれど、なかなか思ふやうに参りません。これまでの支出は次のやうになつて居ります。(西国の女)

二十四円	副食物費	三円	修養費
二十銭	教育費	二円	娯楽費
十八円	米代	一円	慈善費
五円	電燈	二円	臨時費
二十七円	薪炭砂糖醬油	十五円	子供貯金
八円	家具費	二十三円	家人小遣女中給料
二十二円	衣服費	三十七円	家賃
十円	交際費	ノ百九十七円二十銭	

(1911 (明治44) 年8月)

上記¹⁶⁾の場合、「教育費」という費用項目がはっきりと記述されている。「教育費」は、「教育貯金」のように子どもの将来のために備えておく費用ではなく、すでに現在進行形で必要な教育に要する費用のことを指していたと解釈することができる。

このように、『婦人之友』の創刊当初は、「家政問答」での読者による個々の「教育貯金」「子供貯金」「教育費」などの記述のみが目立っていた。しかし、1911 (明治44) 年の10月号には、羽仁による「貯金」に関する記事が掲載されており、この記事には「教育費」についても記述された¹⁷⁾。

問 子供の貯金はどいういふ風に致しませうか。

答 月々の貯金を今度は子供の高等教育を受けるための月謝といふ考で貯金したらよからう思ひます。例へば男の子が二人女の子が二人あるならば、男子の中学校より大学までなり専門学校までなりの月謝を月に三円平均位に考へ、女子のを二円五十銭づつ、高等女学校分だけといふ風に勘定して、月々の貯金の年月を経てそれにみつるやうにと勉めましたなら、大概はおひついて行くだらうかと平生考へて居ります。

問 本当に貯金のことなど、くよくよ思ふのは、どうせ何程のことも出来ないのに、無駄なことで御座いますのねえ。

答 併しまた貯金などは、どうでもよいといふやうに、一概に思ふのは極端で御座いませう。われわれの家庭には不時の必要は、必ず折々あるものですから……前のやうに保険にいるこ

と病氣貯金と、その上に子供の学費の中に幾分を早くから心掛けて貯蓄するやうにしたひと思ひます。

(1911〈明治44〉年10月)

これまでは、「家政問答」の質問内容でのみ使用されていた「教育費」や「教育貯金」について、羽仁自身がどのように「教育費」を蓄えていけばよいのかについて、具体的に述べた記事である。その後、「教育費」に限らず、「教育」全般に関わる記事¹⁸⁾が登場しはじめ、このような「教育」全般に関わる記事では、「教育」と「富」を結びつけた内容のものとなっている記事もあった¹⁹⁾。

▲今日の教育問題

何にしても、今日の日本の教育の問題は、富と教育の問題です。……就中教育問題は、家庭でも国家でも、共に深く考へて見なければなれないことである。

▲生産的より不生産的

……各方面の子供がそれぞれの事情によつて、都合のよい時間に教育をうけることが出来るやうに、午後の学校、夜間の学校等の出来ることや……家々の事情によつて学校を選んで、それぞれに自分の身の実際に役に立つ教育を受けることの出来るやうにしたいものだと思ふ。……私はどうすれば儉約が出来るといふことよりも、どうすれば、男も女もモット仕事が出来て、家も国も富むことが出来るか、どうすれば子弟の生産を重んずる氣風を盛んにして、恒産を有して而も教育のある人間を多くすることが出来るかと云ふ積極的の工夫が……。

(1912〈明治45〉年、2月)

上記の記事は、教育そのものを社会や家庭と切り離されたものとして捉えてはならず、家庭・学校のみといった限定した空間のものとも考へてはならないことがうかがえる内容である。加えて、当時の教育自体の直面する問題について言及し、問題提起を行っているということからも、教育を取り巻く様相に変化が生まれつつあったのではないかと推察できる。同時に、この記事は、後述する『婦人之友』における「教育費」の記事に関連し、教育における経済的側面および、経済的側面から波及する教育への影響に少なからずも触れている内容といえることができるだろう。

このような記事の掲載以後、時代が大正に移ると同時に、子どもが成長するにあたってはどのくらいの「教育費」が必要か、どのくらいの貯金が必要か、進学する際の各学校段階において必要な費用はいくらか、などの内容に焦点が当てられるようになった。具体的な例を列挙してみると、「男の子一人に要する教育費幾許」(1914〈大正3〉年3月)²⁰⁾、「娘を初めて寄宿させる費用」(1914〈大正3〉年3月)²¹⁾、「中等教育の最初の教育費」(1915〈大正4〉年6月)²²⁾、「教育貯金の財源」(1915〈大正4〉年8月)²³⁾、「生まれると貯金始める」(1915〈大正4〉年12月)²⁴⁾、「学費から見た中等教育の第一年」(1916〈大正5〉年3月)²⁵⁾、「高等学校入学からその後の学費」(1919〈大正8〉年3月)²⁶⁾、「中学校入学の費用と経済的な被服の用意」(1919〈大正8〉年3月)²⁷⁾、「質素にした女学校四年間の費用」(1919〈大正8〉年3月)²⁸⁾、などであった。

これらの記事の大半は、読者や記者による経験談や実際の「教育費」を紹介しているものであり、編集部側が「教育費」のやりくりや「教育費」の蓄え方についての提案をしているわけではない。このことは前述していることではあるが、羽仁が雑誌を創刊するにいたった背景にある、自分の知らないことや疑問をその領域の専門家に尋ね、同様に他の人にもそれらの情報を共有できるように、という発想のあらわれであると推察される。

Ⅲ 『婦人之友』における教育費

1 「家政問答」にみる教育費

前述のように、「家政問答」は、「一家庭の暮らし向き」に関する読者の質問に羽仁が解答する形式の記事であり、『婦人之友』の創刊当初から掲載されていた読者参加型の記事である。つまり、読者自身も参加することができたことから、雑誌と読者の両者を繋ぐ役割を果たしていたと言えることができる。

既述のように、『婦人之友』創刊当初の「家政問答」には「教育費」に関する記述はなく、子どもが将来に必要であると考えて蓄えておく「教育貯金」という記述のみであった。「教育費」の記述が「家政問答」にはなかった要因として、『家計簿』を記帳するという習慣が定着・一般化していなかったからであると考えられる。羽仁が発行した『家計簿』を用い、毎日記帳することで日々の暮らしが整えられ、家庭の暮らし向きが安定することにより、家庭を運営していく様相に変化が生じてきたのではないか。一家の「家計」を預かっている主婦が、「一家庭の暮らし向き」を整える際、新たな必要不可欠の経費としてあげる内容が「教育費」である。いつの時代でも親、特に母親にとっては子どもの将来が最重要事項の1つであることは言うまでもなく、このあらわれとして顕著な事柄が、現在でも常に話題となっている我が子の就学・進学に要する「教育費」の捻出である。時代は異なっても子どもを思う母親は現在と同様に存在し、子どもにとって最善最良の策を講じようとするのは当然のことである。このように、子どもを持つ家庭では避けることができない難問である「教育費」の記述内容を考察する前に、「教育費」と密接な関係があり、同用語が誌面上で波及・定着していく以前から存在していた「教育貯金」に関する記事をまずは見ていくこととする²⁹⁾。

[問] 夫婦に二歳の子供、乳母と下婢、それに親類の娘一人をあづかって居ります。月收入百五十円。家賃十九円、副食物費十二円、米薪炭油砂糖鯉節その他にて二十二円位、教育貯金五円、是非とも入会しなければならない会の会費六円、給料兩人にて九円、税金月割三円、主人小遣弁当量とも二十円、残りをそれぞれに貴著の家計簿の費目に別けてみますけれど、なかなか思ふやうに参りません。それに貯金が少しも出来ませんので誠に困つて居ります。(都会の女)

(1908〈明治41〉年5月)

上記³⁰⁾の「家計」内訳によると、「教育貯金」の項目がつくられており、実際に「教育貯金」は毎月5円まで確実に蓄えられているという状況である。この場合、子どもがまだ2歳であるにも

かかわらず子どもの教育のための「教育貯金」をしているということは、子どもの成長過程において、それ相応の教育を子どもに施すことを予定しており、その予定に関わってくる費用を見込んでいたことになる。つまり、この夫婦は、子どもが誕生したと同時に、子どものために教育を行うことを前提としていたことが考えられる。そうでなければ、「貯金が少しも出来ませんので誠に困つて居ります」というように、毎月の貯金をするこゝさてもままならない状況下において、敢えて、子どもの将来の教育のために「教育貯金」をするという発想に夫婦でいたらなかったのではないかと解釈することができる。

前述のように、『婦人之友』創刊当初には「教育貯金」をする主婦が登場していたが、「教育費」という用語も徐々に「家政問答」の中で記述が見られるようになり、その一例を示せば以下のとおりである³²⁾。

[問] 私こと兎角経済に拙き性分と見え、予定が月々に致して居りますけれど、いつもいつも不明の費用かさみ、心苦しくその日々を暮して居ります。次のやうな予算で、交際費も不足いたしますし……六月と十二月に百円程の別収入がありますけれど、主人の職業上衣服が多くいらしますので、殆どその方にとられて仕舞ひます。親類に無心をいふものもあり、一ヶ月置き位には、二円三円と出してやるといふやうな訳で、せめて収入の一割ぐらいは貯金しなければさきが案じられると思ふのでありますけれど、どうすることも出来ません。家族は夫婦と子供一人、下婢一人で御座います。(麻布の一人)

十二円五十銭	家賃	三円五十銭	炭瓦斯電燈
十八円	賄費	四円	税月割
二円	衣服費	三円六十銭	保険
五十銭	家具費	十円	小遣
二円	教育費	一円	臨時費
四円	交際費	二円七十銭	給金
二円	医薬費	二円二十銭	貯金
二円	送金	〆七十円	

(1911〈明治44〉年10月)

上記³³⁾によると、毎月2円70銭の貯金があるにもかかわらず、さらに貯金しようと考えているが、なかなかできないのでどうしたらよいかという質問であった。毎月の費用の内訳を見るかぎり、費用項目を詳細に分けることによって、どこにお金を使ったかということが一目でわかるようになっている。さらに、毎月の項目別費用の中に「教育費」支出の記述があり、この家庭においては、毎月の「家計」から、子どものために「教育費」の支出が必要不可欠なものとして考えられていると捉えることができる。このような詳細な「家計」計画を整えていたことに加えて、先々のための貯金をしたいと考えていた。この「貯金」については、この先の将来に必要な費用のための「貯金」であることは間違いなく、その「貯金」の中に子どもの将来のための「貯金」の一部も含まれていると考えても不思議なことではない。しかし、完璧に「家計」を整えているように見えるこの場合にもマイナス的な要素を含んでいた。つまり、「教育費」という項目が家

庭の中での必然的な支出であるという前提条件が定着していたことは確かな事実であるが、「教育費」を一家庭の「家計」の中から産出するにあたって、「教育費」を家庭の中から産出し得ることが可能な「家計」という基盤を形成し、その産出基盤である「家計」を整え、それらの内容を把握しておくということは定着していなかったのではないかと考えられる。

2 「家計の研究」にみる教育費

前述したように、『婦人之友』は編集者である羽仁の考案による『家計簿』に関わり、「家計」というキーワードが記事に大きく反映されている雑誌であった。そのような『婦人之友』においては、「家計」に関する単独の記事内容もあるが、我が子の養育や教育に関しては、育児についての単独の記事等を除いて、「家計」の内容を含んでいる記事と折衷するような形で登場している。そこで、『婦人之友』を語る上では欠かせないキーワードである「家計」記事の特集の中でも、とりわけ「教育費」の記述が多く見られる「家計の研究」を中心に考察していくこととする。まずは、「家計の研究」記事が登場する以前の記事を見てみよう。以下は、「教育費」に関する単独内容の記事である³¹⁾。

◎ 教育費の範囲

男の子一人を教育して、幼稚園より小学校、中学より高等学校大学と、順次今日の学制に従って、理想的な教育を受けさせるとして、果して何の位の教育費がかかるであらうか。月謝と教科書代とを通算した丈けでは、無論未だ教育費と云ふに足らず、廣く教育の費用と云へば、月謝書籍学用品は云ふまでもなく、在る程度の学校になると、食料も教育費の一部に数へねばなりませんし、衣服の費用もまたその中に計上するより必要があります。如之、中学程度ぐらいまでは、家庭より通学する人が多いので、割合に学費も嵩みませんが、それ以上の学校になると、大抵家庭を離れて、寄宿舎に入るなり、若しくは下宿屋に下宿せねばならぬ必要があり、学費の範囲もまた従つて拡大して、直接の教育費の外、いやしくも生活を支持するほどの費用は、直接と間接を問はず、悉く教育費と見ねばならぬことになります。此等直接間接の教育費用を、悉皆計算して見て、男の子一人を一人前に教育しあげる費用は、何の位かかるものであるかを研究するのは、頗る興味のあることであり、また一般の家庭にとりても、極めて有益な問題であらうと考へます。

◎ 幼稚園時代の費用

子どもの教育は、まだ胎内にある時から始まり、立てよ這へよの赤坊時代にも、一種の教育と云ふべきものがあります……。

◎ 標準費用二百五十円

少し余裕のある家庭では、子供の送り迎え等のために、特に一人の女中をつけてありますが、斯うなると費用がずつ高くなつて、女中の給料を月三円とし……。

◎ 権威在る実計

傍々この研究のためには、理想的な材料と信じます。唯当時と今日の物価に多少の相違がありますから、此の記事を参考として是からの学資の予算しやうとするには、多少の斟酌を加へねばなら所もあらせう。

◎ 高等学校の学費

高等学校になると、東京に家庭があつたとて、東京の第一高等学校に入れるものとは限らず、往々地方遠隔の高等学校に入るの余儀なき場合が多いのであります。

◎ 大学の実際費用

以上大学の調べを合計すると、法科八百六十円乃至千四百円、医科八百乃至千六百八十円、工科八百円乃至千三百十円、文科七百円乃至千百円、理科六百十円乃至千三百五十円、農科六百八十円乃至千二百十円であります。

(1914〈大正3〉年3月)

上記は、「男の子一人に要する教育費幾許」というタイトルで掲載された記事の一部である。内容は9ページにもわたり、記者の経験と見聞によって記述される形式となっている。この記事では、「男の子一人を一人前に教育しあげる費用は、何の位かかるものであるかを研究するのは、顔る興味のあることであり、また一般の家庭にとっても、極めて有益な問題であらうと考へます。」³⁵⁾とされており、「教育費」に対する当時の一般家庭における位置づけそのものが低位に属しているものではないことをあらわしている。つまり、一家庭の「家計」のなかでの「教育費」という費用が占める位置自体が安定的に確保されつつあり、なおかつ、子どもの教育に要する経費である「教育費」という概念規定が生成されていることを意味していると考えられる。

前述したように、明治末期までの『婦人之友』においては、その誌面上で「教育費」そのものの実体について記述されることはなかった。しかし、時代が大正期に移ると、それまで一家庭の「家計」から支出される費用の1つとして簡便に取り上げられる程度であった「教育費」が、子どもの成長・養育過程とともに詳細にわたって取り上げられるようになる。これは、いわば「教育費」が我が子のための最重要・必須項目的な存在へと発展認識され始めたことを意味するのではないだろうか。そのため、「教育費」自体が、子どもの成長のためにはどのくらい必要であるかといった将来予測の事項までが問われるようになり、両者をリンクさせた記事が掲載されるようになったものと推測される。「教育費」を取り巻く様相に、大きな変化が見られるようになったということができよう。

これ以降、「教育費」の概算を記した記事が数多く掲載されるようになった。上記の記事に関連して、「娘を教育する」ために必要な費用を概算した記事が1914(大正3)年3月号に掲載された³⁶⁾。

初めて娘を修行に出すと云ふ方のご参考にもと、現在東京に居る女学生の服装及び、お小遣の内容等を調べて見ました。

現今東京にある女学校と云へば、女子師範の様な職業的なものから、学習院、女学館の様な頗る非職業的なもの、其の他色々な主義主張によつて建てられた、各種の私立女学校まで、其の数は実に沢山あります。従つて生徒の服装、学費の額、その他の諸入費に差等のある事は申すまでもありません……娘を入学させ様と思ふ学校は、是非一度は直接に参観して、場所相当の用意をしてやるが必要で御座います。

(1914〈大正3〉年3月)

上記の記事では、娘を進学させた際に必要な教育経費について概算し、紹介した内容であり、「男の子一人に要する教育費幾許」³⁷⁾の女性版である。上記においても、学校別に費用の差異を記しながら、とりわけ寄宿した際に必要な女の子の生活必需品について言及されている。また、記事自体の分量は「男の子一人に要する教育費幾許」³⁸⁾の約半分ほどではあったが、1895(明治28)年の「高等女学校規定」と1898(明治31)年の「高等女学校令」により、女学校数の増加とともに女学校進学者数の増加という社会状況に応じて掲載されたものであると考えられる。このように、女性に対しても教育機会の門戸が開かれたことによって、「教育費」は男の子を一人前にするためという限定された目的の下にあった教育経費ではなく、女子も含めた「子ども」の教育のために必要な経費として捉えられるようになったとすることができる。

このように、「教育費」に関する単独記事が登場してきたことにより、『婦人之友』においても「教育費」関連記事が以前にも増して掲載されるようになった。その中でも、「家計の研究」に見ることができる読者の「家計」紹介記事に記述されている「教育費」を見てみると、以下のよう記事が見受けられた³⁹⁾。

子供が生まれてから、全く親の手を離れて独立するまでに、何程の費用のかかるものかを調べて見たいと思つて、私共では三人の子供の費用を最初から別々に記して居ります……中流の家庭で、一人ならず二人三人と高等教育を受けさせやうと思ふと、幼い時には差支ない限りは質素にさせ、後に余裕をつくらなくてはならないと思ひますので、衣服なども、兄のものが小さくなれば弟に譲り、古くなつた同じ柄のものは、二枚を一枚に、大きく仕立てなほしたりするのは勿論のこと、又よく洗ひ張りのきくものを選んで、常に小さい遊び着を着せ、汚した時には直ぐに洗ふやうにしていますので、綿入れの常着は、一と冬に二枚、羽織は一枚あれば沢山なので御座います……

玩具もあれこれと色々一時に出さないで、成るべく少なくして、破るまでは用ひさせて置きます……唯節約といふばかりでなく、かうした方が子供のためにもよいと思ふからで御座います。すべてかういう風にして、教育費に積み立てることにしましたから、食費や医薬や、玩具などの必需品は別として、その他のものは思ひぎり節約しました。(もみぢ)

(1915(大正4)年7月)

上記の記事は、「もみぢ」という主婦の長男が生まれてから満5歳になるまでに行っていた実践例である。「家計の研究」が始まる以前の「教育費」の単独記事では、記者の見聞が書かれているものが多かったため、実際の読者がどのように「家計」のなかで「教育費」の位置づけを行い、「教育費」捻出のために実行していたかという「家計」計画の内容を知ることではできなかった。しかし、「家計の研究」では、「家政問答」と同様に読者からの文書の投稿を受け付け、それらを掲載していたため、実生活に取り入れやすく、共感も得やすいものであったと推測される。

また上記では、子どもの将来のために必要である教育に要する経費がどのくらいかかるのかが想定できないために、実際に自分自身の子どもの成長とともに詳細に記録し、調べていくことを目的としていた。「もみぢ」は、項目ごとにどのくらいお金がかかったのかを記していただけではなく「家計」の中の「教育費」、つまり現在の「家計支出教育費」として「教育費」を捉えて

いたのではないかと考えることができる。「もみぢ」は子どもを高等学校へ進学させるために、子どもの将来のための教育に必要な「教育貯金」に限定した費用の貯蓄を行なっているのではない。衣服が古くなれば仕立て直すこと、色々な玩具で遊ばせずに1つの玩具を使い、物を大切に扱うこと等を実践していた。また、これらに関連して、一家庭の生活に欠かすことが出来ない項目の費用以外は極力節約を心がけ、子どもの将来のための「教育費」にあてるようにしていること等に如実にあらわれているのである。

このことから、「教育費」は、一家庭の単純な「費用の1つ」としての意味付与にとどまらず、「家計」全体のやり繰りの中で、極めて重要かつ必須の費目として認識されるようになっていったことが窺われる。

また、学費を見ることで、中等教育の一年を概観できるとした記事もあった¹⁰⁾。

中学校なり高等女学校なりに、当座の教育費として、中学校で三十八九円、高等女学校で三十円を要することは、昨年六月の六誌に詳しく掲げて置きましたが、今度は最初の一年間に、どれだけの教育費を要するかを調べて見ました。これは、府立第一中学校と、府立第三高等女学校に通ふ子供の教育費で、昨年四月の新学年から、本年一月までの実際の費用に、二月三月両月分の授業料、その他当然支払ふべき費用を合算したものです。

中学校一年間の費用

▲教科書代	五円九十五円……
▲学用品代	四円六十六円……
▲文具雑記帳代	二円七十七円……
▲授業料及会費等	三十六円十一銭……
▲被服代其他	三十二円二十三円……
▲弁当代	二円三十三円……
▲遠足の費用、電車代	一円九十二銭……
▲雑費	一円〇七銭
▲合計	八十七円〇四銭

高等女学校一年の費用

▲教科書代	五円九十八銭
▲学用品代	二円六十一銭
▲文具雑記帳類	四円四十八銭
▲授業料及び会費等	三十円四十五銭
▲被服代その他	四十二円〇三銭
▲弁当代	一円
▲遠足費用電車代	十五円八十二銭
▲合計	百〇七円三十七銭

(1916〈大正5〉年3月)

上記のように、投稿者は、各学校段階における1年にわたる教育費について、項目ごとに費用

を書き出し、合計している。「中学校で三十八九円、高等女学校で三十円」と明治40年代の給与形態¹¹⁾と照合してみると、その学費自体は極めて高額であり、家庭から支出することが困難であったのではと考えられるが、時代が大正に移ると、このように、各学校段階における費用の詳細に関心が注がれ、社会的需要に応じるかのように上記のような記事が掲載されるにいたったと推測できよう。学校に入学した初年度に必要な費用順に書き出すことで、1年間に要した「教育費」が一目瞭然であるとともに、学校の一年の流れも見てとることができる。1年間に要した経費を書き出すと、「教育費」とは子どもが教育を受けるために必要な月謝等を含めた学費のことのみを指していたわけではなく、食事代・交通費・衣服費といった学校に通うために必要な日常的な費用も「教育費」として含まれていたことがわかる。

IV おわりに

本稿では、『婦人之友』に掲載されている「家計」記事における「教育費」を描出するとともに、それらの実態を捉えつつ、「家政問答」および「家計の研究」という記事に着目して、明治末期・大正初期の『婦人之友』読者の教育費意識について考察した。その結果、次のようなことが指摘できよう。

第1に、「家政問答」では、「教育貯金」や「教育費」という記述が投稿者からの質問内容の中に含まれていたが、「家政問答」の「家計」相談において、子どものための教育に要する経費が一般家庭の「家計」の中に自然に含まれていたことから、『婦人之友』創刊当初の読者にとっては、子どものための教育に必要な費用を「家計」から支出することは想定範囲外の支出ではなく、むしろ必要であろうという予測・予定下での費用であったと思われる。また、子どもの教育に要する経費に関する記述が、『婦人之友』創刊当初は「家政問答」のみであったことを考慮すると、創刊当初の読者の「教育費」意識について、基本的に、各家庭での支出という発想が根底にあったため、各家庭・個人単位という単独での「教育費」という概念で捉えられていたものと推察できる。

さらに、本稿において分析対象とした「家計の研究」にもあらわれていることから指摘できるように、「教育費」自体について考察していくことの必要性および重要性が誌面上で取り上げられるようになったことは、『婦人之友』において「家政問答」や『家計簿』が普及したことにより、「家計」を整えることが主婦の間で定着・一般化し、各家庭における毎月の支出・収入による経済リズムを掴むことが可能になったことが要因の1つではなかったであろうか。一家庭の毎月の経済リズムが整えられることにより、それまでは「家計」の中の費用項目の1つとしかみなされていなかった「教育費」について、費用としてのみの位置づけを持つ「教育費」から、成長する子どもと同等の立場を有する必要不可欠な存在として意味・事実認識がともに変化していったのではないかと考えられる。

これらが意味していることは、むろん、当時の社会の一般的状況であると即断することはできないものの、少なくとも、明治末期・大正初期の『婦人之友』の読者レベルにおける「教育費」は子どものための必要経費であり、是非とも「家計」の中から捻出し、子どもの将来のために備えておきたい費用であるという意識が定着してきたのではないだろうか。

なお、本稿では、『婦人之友』のなかでも「家政問答」および「家計の研究」に焦点をあてな

から考察をすすめてきたことから、極めて限定された内容・考察にとどまっている。限定した記事に関しての実体的な把握は可能であったが、当時の一部の一家庭における意識把握のために、表面的な側面のみしか捉えることができなかった。かかる点を踏まえると、本稿で取り上げた以外の『婦人之友』における「家計」記事の検討・分析や雑誌自体の明確な位置づけや読者層の分析も必要となってくる。また、婦人雑誌は本稿で取り上げた限りではなく、多種多様な分類をすることができるため、『婦人之友』のみを考察することでは当時の「教育費意識」全体を捉えることにはならない。大正デモクラシー以降に大衆の生活および動きに沿うような形で数多く誕生した雑誌についての分類、対象とした社会階層の動向も視野に入れなければならない。そのため、当時の主婦を対象とした他の婦人雑誌をも含めた考察は必要不可欠であると同時に、戦前日本における一家庭の「家計」概念・教育制度と対照させた分析も不可欠である。以上の諸点は、今後の研究課題としたい。

V 註

- 1) 末富芳「教育費スポンサーとしての保護者モデル再考——高校生・大学生保護者質問紙の分析から——」『教育社会学研究』第77集、2005年、5 - 25頁。
- 2) 例えば、古田和久「教育費支出の動機構造の解明にむけて——教育意識の決定木分析——」(『教育社会学研究』第80集、2007年、207 - 225頁)を挙げることができる。
- 3) 例えば、「貯金が足りない!家計のピンチを救う金融商品」(『PRESIDENT FAMIRLY』プレジデント社、2008年3月、64 - 73頁)や「一生お金に困らないマネープランを立ててみよう」(『ESSE』扶桑社、2008年5月、194 - 196頁)を例示することができる。
- 4) 羽仁もと子(はにもとこ)。1873(明治6)年 - 1957(昭和32)年。旧姓は松岡もと子。青森県八戸に生まれる1891(明治24)年に東京府立第一女学校を卒業後、同年、明治女学校高等科に入学。1897(明治28)年に報知新聞社に入社し、1901(明治34)年、同社の記者であった羽仁吉一と結婚し、1903(明治36)年に『家庭之友』を刊行する。1908(明治41)年、『家庭之友』から『婦人之友』へと改題し、編集に携わることとなる。1927(昭和2)年から『羽仁もと子著作集』の刊行が始まり、1957(昭和32)年4月7日、死去(享年83歳)。以上の記述は、羽仁もと子『羽仁もと子著作集』第14巻、半生を語る、婦人之友社、1983年、三谷太一郎『言論は日本を動かす⑤【社会を教育する】』講談社、1986年、34 - 65頁、白井勝美『日本近現代人名辞典』吉川弘文館、2004年、838頁を参照した。
- 5) 羽仁吉一(はによしかず)。1880(明治13)年 - 1955(昭和30)年。山口県防府市生まれ。小学校卒業後に漢学塾で学んだ後、政治記者として報知新聞社に入社。1901(明治34)年、7歳年上の羽仁と結婚。報知新聞社退社後に妻・もと子と共に『家庭之友』を創刊。以後、『婦人之友』の編集を行なった。以上の記述は、田中穰『田中穰が見た羽仁吉一・もと子と婦人之友社100年』婦人之友社、2003年、32 - 34頁、鶴丹谷三千代「羽仁もと子 その生い立ちと思想形成」『生活学園短期大学紀要』第3号、1980年、93 - 109頁および自由学園ホームページ<<http://www.jiyu.ac.jp/index.php?c6-8>> 閲覧日:2008年11月15日を参照した。
- 6) 『婦人之友』第5巻第2号、婦人之友社、1911(明治44)年7月1日。

本稿において、引用文は原則として原文どおりに記述を行っており、かなの誤植・誤用につ

いても原文どおりに記述している。ただし、漢字の字体については新字体で表記し、濁点等についても原典を尊重している。

- 7) 羽仁もと子『羽仁もと子 「半生を語る」』株式会社日本図書センター、1997年、84 - 85頁。
- 8) 「家政問答」『婦人之友』第1巻第1号、婦人之友社、1908（明治41）年1月20日、19頁。
- 9) 明治40年代当時給与について天野郁夫によると、「当時の小学校教員月俸約十六円、官立専門学校卒業者の初任給約三〇円……」（天野郁夫『教育と選抜の社会史』筑摩書房、2006年、227頁）と記述されている。「北国某女」の家庭の月收入にあたる「月に九十三円位の収入」というのは、当時の給与水準から見れば、極めて高額な月收入であったと捉えることができる。
- 10) 羽仁考案の『家計簿』が広まっているという状況は、「四十四年用の『家計簿』は一冊残らず売り切れました。已むを得ず、御注文をお断りして居ります。間もなく四十五年用発行いたしますゆえ、ドーゾ暫くお待ち下さい。」（『婦人之友』第五巻第四号、婦人之友社、1911（明治44）年9月1日、40頁）に『家計簿』の刊行状況についての記述が見られることから、見てとることができる。
- 11) 同上書『婦人之友』第5巻第7号、1911（明治44）年12月1日、132頁。
- 12) 「しま子」の家庭の月收入にあたる「月収五十円」について、当時の給与形態（前掲書（9））からうかがえることは、平均的な収入である断定することはできないが、僅かながら平均を上回っていたと言うことができよう。
- 13) 「家政問答」『婦人之友』第1巻第1号、婦人之友社、1908（明治41）年1月20日、18 - 19頁。
- 14) 「仙台某女」の月收入にあたる「月収四十九円」の場合、当時の給与形態（前掲書（9））からみると、前掲書（11）の「しま子」同様に僅かながら平均を上回っていたのではないかと捉えることができよう。
- 15) 「家政問答」『婦人之友』第五巻第三号、婦人之友社、1911（明治44）年8月1日、133頁。
- 16) 「西国の女」の家庭の場合、職業が教師であるにもかかわらず平均月收入が「二百円」であるとされており、当時に教員の給与（前掲書（9））と照らし合わせてみても、高額であるということが一目瞭然である。
- 17) 「貯金は何を標準の標準とすべきか（家を上手に持つ工夫）」『婦人之友』第五巻第五号、婦人之友社、1911（明治44）年10月1日、81 - 84頁。
- 18) 例えば、明治45年代の記事をあげれば、安部磯雄「私の娘を教育する方針」『婦人之友』婦人之友社、1912（明治45）年3月号、18 - 22頁。
- 19) 向軍治「積極的の工夫を要す」『婦人之友』婦人之友社、1912（明治45）年、2月1日、22 - 25頁。
- 20) 記者「男の子一人に要する教育費幾許」『婦人之友』婦人之友社、1914（大正3）年3月、59 - 68頁。
- 21) 記者「娘を初めて寄宿させる費用」『婦人之友』1914（大正3）年3月、69 - 70頁。
- 22) 菊水圭「中等教育の最初の教育費」『婦人之友』1915（大正4）年6月、33 - 35頁。
- 23) みつ子「教育貯金の財源」『婦人之友』婦人之友社、1915（大正4）年8月、89頁。
- 24) 浅田みか子「生まれると貯金始める」『婦人之友』婦人之友社、1915（大正4）年12月、婦

- 人之友社, 22 - 24 頁。
- 25) 菊水「学費から見た中等教育の第一年」『婦人之友』1916 (大正5) 年3月子供号, 61 - 64 頁。
- 26) (京都) 貞子「高等学校入学からその後の学費」『婦人之友』婦人之友社, 1919 (大正8) 年3月, 36 - 38 頁。
- 27) (香川) 稲子「中学校入学の費用と経済的な被服の用意」『婦人之友』婦人之友社, 1919 (大正8) 年3月, 38 - 39 頁。
- 28) (盛岡)「質素にした女学校四年間の費用」『婦人之友』婦人之友社, 1919 (大正8) 年3月, 39 - 40 頁。
- 29) 「家政問答」『婦人之友』婦人之友社, 1908 (明治41) 年5月, 145 - 146 頁。
- 30) 「都会の女」の場合, 毎月の家庭の収入が「月收入百五十円」とされている。これは, 当時の給与形態(前掲書(9))からみると, 少々高額な月收入ではないかと捉えることができよう。
- 31) 同上書。
- 32) 「家政問答」『婦人之友』婦人之友社, 1911 (明治44) 年10月, 132 頁。
- 33) 「麻布の一人」の場合, 毎月の家庭における収入について, 明確な金額自体の記述がないために, 事実確認をすることは困難であるが, 毎月の家賃について「十二円五十銭」を支払っているということは, それだけの家賃を支払うことができるだけの月收入を持ち合わせていたのではないかと推測できよう。
- 34) 記者「男の子一人に要する教育費幾許」『婦人之友』婦人之友社, 1914 (大正3) 年3月, 59 - 68 頁。
- 35) 同上書。
- 36) 記者「娘を初めて寄宿させる費用」『婦人之友』婦人之友社, 1914 (大正3) 年3月, 69 - 70 頁。
- 37) 前掲書(22)。
- 38) 同上書『婦人之友』, 1914 (大正3) 年3月, 59 - 68 頁。
- 39) もみち「子供の満五歳になるまでの費用」『婦人之友』婦人之友社, 1915 (大正4) 年7月, 51 - 54 頁。
- 40) 菊水「学費から見た中等教育の一年」『婦人之友』婦人之友社, 1916 (大正5) 年3月, 61 - 64 頁。
- 41) 前掲書(9)を参照されたい。